

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

平成16年1月16日に本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「島根県廃棄物処理施設設置検討専門委員会における議事録（平成15年9月・10月の委員会における）」

実施機関は同年1月22日付けで次のような決定を行った。

(1) 対象公文書

平成15年度第1次島根県廃棄物処理施設設置検討専門委員会

(2) 決定内容：非公開決定

(3) 公開しない理由

請求に係る文書は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請の審査手続きに関する文書であり、また、当該申請の処分については審査中であることから、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第5号に規定される「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」と認められる情報に該当するため。

(4) 異議申立人はこの非公開決定を不服として、平成16年1月30日に異議申立てを行い、実施機関は条例第20条第1項の規定に従い同年3月4日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書の非公開決定処分の取消を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 「利益、不利益」は会社側において該当するが、住民にとっては「許可、不許可」の結果にかかわらず「不利益」の生じることはあっても「利

益」の生じることはない。本当に「中立性」をいうのであればすべての情報の公開の原則が守られるべきだ。情報公開により正しい判断が損なわれるという理由は、本末転倒であり非公開によって得られた結果は不信を招く。

イ 環境行政の法的根拠の主目的である「住民の健康と安全を守る」という観点に立って許可権者は正しい情報を正しく判断する以外にない。審議されている情報が正しく判断されているかについての情報を知りチェックしなければ間違った情報をいくら審議しても正しい結論は得られない。間違った情報で決定されてからの異議申立ては、時間と無駄を生じる。申請中だからこそ情報の公開が重要である。

ウ 県という公正で厳しい審議過程において、審議途中にいかなる事項に対しても公開されることによりその判断に中立性が保てないということがあってはならないし、又あり得ない。非公開決定理由のなかで許可申請の申請中であるからとしているが、申請中であるからこそ住民は正しく審議されているかについて知る権利を有する。

エ また、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるということについて、県は会社と住民の立場の違いについて理解し、不利益を受ける可能性のある住民に対しては逐次公開すべきであり、県の本当の中立性を強く求める。

オ 正しい情報を公開することにより、そのことが判断に影響するような許可権者であれば、何が真実なのかを自ら否定している。正しい情報が正しく公開されることにより、その中立性が損なわれたり、利益や不利益が生じるということは絶対あってはならない。

カ 行政不信について、平成11年に事前協議が始まって以来、5年間事実確認の要請をしたが、誠意ある回答や対応は1度も受けていない。非公開という情報の秘密性において住民の意見書、市の意見書がどのように扱われているかについて審議決定の過程を知る権利を有している。すべてが非公開、秘密であればどのような結論に対しても当局の環境行政に対する手法は信じられない。

キ 県行政は透明性の中で公平中立であるべきで、住民の生命や生存権に関わる情報は住民本位のものでありその審査過程においても必要な情報は共有すべきものとする。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおり

である。

(1) 本件で対象となる公文書は、廃棄物処理法第15条に定められた産業廃棄物処理施設設置許可申請の審査手続きとして、廃棄物処理法第15条の2第3項に規定された手続きを行うために定めている事務に関する書類である。具体的には「平成15年度第1次島根県廃棄物処理施設設置検討専門委員会第1回委員会復命書」、「同第2回委員会復命書」、「同第3回委員会復命書」(以下「公文書1」という。)及び「同委員会委員長による知事への意見書」(以下「公文書2」という。)である。

(2) 条例第7条第5号該当性

当該申請の許可又は不許可の処分について、非公開決定時には審査中であり、公文書1及び2に記載された情報は、当該処分が行われるまでの間は、条例第7条第5号に規定される「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」と認められる情報に該当する。

ア 許可・不許可処分の審査期間に当該文書が公開されれば、設置反対者など第三者が施設設置者に対して不当な圧力を加えるおそれがあり、結果として、許可申請の取り下げなど申請者に対して不利益を及ぼす可能性がある。

イ 公開請求があった時期は、島根県廃棄物処理施設設置検討専門委員会(以下「専門委員会」という。)の意見聴取後の許可・不許可の審査過程であった。この過程で文書が公開されると、第三者から専門委員に対して中傷・批判等が行われる可能性がある。また意見の変更や撤回がおこれば専門家意見の専門性・中立性が損なわれ重大なダメージが与えられるおそれがあり、県においても不当な圧力を被る可能性がある。

ウ 施設設置許可制度では、決定前に関係住民の知る権利と意見を述べる権利の保護が制度上組み込まれている。また専門委員会の意見聴取は関係住民の意見とは別の視点(専門的かつ中立的)から設けられていることといった当該制度の趣旨等を考慮すると、情報公開による公益性より、専門委員会の専門性・中立性を保つことが優先される。

エ 意見提出後でも、専門委員会が中傷・批判を受け施設設置をめぐる対立に巻き込まれるおそれがある場合、将来の同種の審議に関して専門委員会における率直な意見交換が妨げられるおそれがある。

オ 専門委員会審議中の公開請求であれば、審議中における委員への不当な圧力・干渉による率直な意見交換の阻害や誤情報による無用の誤解・混乱を招く。

5 審査会の判断

(1) 実施機関が特定した本件公文書のうち公文書1は、専門委員会が廃棄物処理施設設置許可申請について、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されているか否かについて専門的知識を有する者から意見を聴くために開かれた会議の議事録であり、公文書2は、その意見を取りまとめ専門委員会委員長から意見書として知事へ提出されたものである。

(2) 条例第7条第5号について

県の機関、国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨から可能な限り公開されるべきである。

しかしこれらの情報の中には公開されると、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、また特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とするものである。

(3) 専門委員会について

専門委員会は、廃棄物処理施設の設置許可申請案件において廃棄物処理法の許可基準の一つとして廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項について専門的知識を有する者から意見を聴くために知事が設置したものである。審議は設置許可申請書、生活環境影響調査書、関係市町村長及び利害関係者からの意見書を基に行われ、許可申請案件について意見を全て知事に提出した後に解散となる。

会議は、非公開で持ち回り方式により平成15年9月から11月にかけて3回開催されている。なお、条例第34条第2号の規定に基づき会議は非公開で行われているが、この規定は議事録までも非公開を認めているものではなく、記載された情報が条例第7条第5号に該当するか否かを判断することとなる。

(4) 条例第7条第5号該当性について

ア「公文書1」について

公文書1に記載された内容は、県の担当者が各専門委員の所へ赴き、事業概要等を説明し、そこで確認された事項等が委員名、開催場所、開催時間などとともに記載され、復命書という形で所属長の決裁を受けたものである。審議運営についての進め方や、意見書の取りまとめに当たっての確認事項がほとんどで具体的に専門家としての意見を述べていると思われる記載は1カ所のみである。この専門家としての意見の部分は、

後述する公文書 2 の公開の可否において判断するが、それ以外の記述については、単に事務的な確認事項等が箇条書きで記載されているのみであることから条例第 7 条第 5 号の非公開情報には該当しないものと判断する。

イ「公文書 2」について

公文書 2 は、県が廃棄物処理施設設置の許可・不許可を判断する際に考慮する資料のひとつと考えられ、各専門委員の意見を取りまとめたものである。ここで記載されている情報は行政施策あるいは県政運営に関わるような政策的な情報とは異なり、専門家が関係書類等に基づき、専門的かつ中立的立場から述べた客観的な事実及び科学的な分析情報であると認められる。

実施機関は、本件情報を非公開とする主な理由として次のものをあげている。

- ・設置反対者など第三者がそれを基に施設設置者に不当な圧力を加え許可申請の取り下げなど申請者に対し不利益を及ぼす可能性があること。
- ・専門委員に対して意見を述べたことへの中傷・批判のおそれ、それに伴っての意見の撤回・変更の可能性や県においても不当な圧力を被る可能性があること。
- ・将来の同種の審議に関して不当な圧力により率直な意見交換が妨げられるおそれがあること。

しかし、条例第 7 条第 5 号における「不当」とは、審議、検討に関する情報に照らし、検討段階の情報を公開することによる利益と支障を比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいうと考えられる。

実施機関が指摘する支障は、一般的に想定される支障あるいは抽象的な支障を列挙したに過ぎず、実施機関の主張からはそのような支障が具体的に惹起し得る状況にあるとまでは認めがたい。

また、仮に専門委員会に対しある程度の批判や中傷が行われたとしても既に専門委員会が提出した意見が客観的事実であり、それに基づく科学的分析であると考えられることから、その結論である意見の撤回や変更が行われるとは考えにくい。

当審査会としては、基本的に安全に関わる情報あるいは生活環境の保全に関わる情報は、その内容が客観的事実及びそれに基づく科学的な分析に関する情報である以上できる限り公開し、それにより、県民の県政への参加を促進し、その意見を県政に反映させるべきであると考えます。

したがって、知事への意見書に記載されている情報は、専門家の判断として結論づけられた客観的事実、それに基づく科学的分析に関する情報であり、専門家の判断が公文書 1 の専門家としての意見の部分も含め知事への意見書として示され、また実施機関が指摘する公開による支障も、看過し得ない程度とまではいえないことから条例第 7 条第 5 号の非公開情報には該当せず、県の内部における審議検討段階の情報であっても公開すべきである。

(5) 以上のとおりであるので審査会の結論のとおり答申する。

